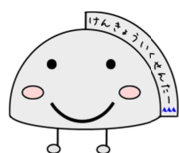


卷末資料

参考・引用文献



<各種援助制度・相談事業等>



児童生徒の障がい種別や障がいの状態によって、本人や家族を援助するために、教育、福祉、医療、労働等において各種援助制度があります。特に、特別支援学級の児童生徒に関連するものについては、知っておくようにしましょう。

1 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等へ就学する障がいのある幼児児童生徒の保護者に対して、「特別支援教育就学奨励費」が支給されます。

就学のために必要な経費のうち、学校給食費・通学費・寄宿舎居住に伴う経費（寝具や日用品等の購入、食費など）・修学旅行費・学用品等購入費などについて、保護者の負担能力の程度に応じその全部又は一部が支給されるものです。

小・中学校においては、各市町村の教育委員会より支給されます。各学校の事務担当者が窓口になって、事務を担当しています。

2 障害者手帳

(1) 療育手帳

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導相談や支援を受けやすくするために交付しています。

この手帳を受けるには、本人のお住まいの市町村を経由して、県総合支庁に申請することになります。申請等詳しくは、市町村福祉担当課にお問い合わせください。

また、療育手帳の交付を受けるためには障がいの程度を判定する必要があります。判定は、知的障害者更生相談所あるいは同庄内支所、18歳未満の方の場合は中央児童相談所並びに庄内児童相談所で実施しています。

- ・ 知的障害者更生相談所 023-627-1364
- ・ 知的障害者更生相談所庄内支所 0235-22-0790
- ・ 各市町村
- ・ 各総合支庁福祉課
- ・ 中央児童相談所 023-627-1195
- ・ 庄内児童相談所 0235-22-0790

(2) 身体障害者手帳

目、耳、口、手足、心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸などに一定程度以上の永続する障がいを有する方は、法の定める身体障がい者であることの証票として交付を受けることができます。この手帳を受けるには、関係書類を添えて本人のお住まいの市町村を経由して、都道府県知事に提出することが必要です。

交付手続き等詳しくは、市町村福祉担当課にお問い合わせください。

- ・ 市町村
- ・ 身体障害者更生相談所 023-627-1197

(3) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にある方は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることができます。この手帳を受けるには、医師の診断書又は精神障がいを支給事由とする障害年金の年金証書の写しを添えて市町村に申請する必要があります。

- ・ 精神保健福祉センター 023-624-1217
- ・ 市町村

3 特別児童扶養手当

20歳未満の精神や身体に障がいのある児童が健やかに育成されるように、児童を在宅で養育している両親等に支給され、障がいの程度により、1級（重度）と2級（中度）に分けられます。

手当を受けるには、児童の障がいに関する診断書等を添えて、市町村の担当窓口で手続きをして、県

知事から受給資格の認定を受ける必要があります。なお、所得により手当の支給に制限があります。

4 障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がい（児）を有する在宅の障がい（児）本人に対しては障害児福祉手当が支給されます。手当を受けるには、障がいに関する診断書などを添えて、市福祉事務所並びに総合支庁福祉課に申請する必要があります。

なお、申請は市町村福祉担当課で受け付けますが、障がいの状況により該当しない場合や、所得により手当の支給が制限される場合があります。

詳しくは市福祉事務所、各総合支庁福祉課にお問い合わせください。

- ・ 市町村
- ・ 総合支庁福祉課
- ・ 障がい福祉課 023-630-3303

5 重度心身障がい（児）者医療制度

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方、特別児童扶養手当1級、国民（障害）年金1級を受給している方などは、重度心身障がい（児）者医療給付を受けることができます。給付の申請等は市町村で受け付けています。

健康保険や国民健康保険などの医療保険の自己負担額が市町村から助成されます。なお、対象、給付内容の詳細については市町村にお問い合わせください。

- ・ 市町村
- ・ 各総合支庁福祉担当課

6 障がい者（児）の旅客運賃等の割引

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けていることを条件として、次の旅客運賃割引を受けることができます。校外学習等において活用できるものもあります。

- (1) JR運賃：乗車券等の購入の際、身体障害者手帳又は療育手帳の呈示が必要です。
- (2) バス料金：料金支払時あるいは乗車券購入時に身体障害者手帳又は療育手帳の呈示が必要です。
- (3) タクシー料金：乗車時に身体障害者手帳又は療育手帳の呈示が必要です。
- (4) 航空運賃：身体障害者手帳（備考欄に、割引対象者である旨の押印がある場合）又は療育手帳の呈示が必要です。
- (5) 有料道路料金：料金所で身体障害者手帳または療育手帳の呈示が必要です。

なお、身体障害者手帳又は療育手帳に表示された種別、乗車距離等によって割引の内容が異なる場合があります。

詳しくは、各市町村福祉担当課、総合支庁保健福祉環境部福祉課にお問い合わせください。

- ・ 障がい福祉課 023-630-3303

7 教育相談機関

障がいのある幼児、児童生徒に対しては、障がいの状態、発達段階及び特性などを総合的に把握し、見通しをもった教育をしていくことが大切です。

障がいのある幼児、児童生徒についての教育相談受付・指導は、以下の機関が行っています。

(1) 特別支援学校や特別支援学級等

障がいに応じて、次の特別支援学校、特別支援学級等で、随時相談を受け付けています。

学校名		所在地	電話
視覚障がい（見え方が不自由）	山形県立山形盲学校	〒999-3103 上山市金谷字金ヶ瀬 1111	023-672-4116
聴覚障がい（聴こえ方が不自由）	山形県立山形聾学校	〒990-2314 山形市大字谷柏 20	023-688-2316

聴覚障がい（聴こえ方が不自由）	山形県立酒田特別支援学校	〒998-0005 酒田市大字宮海字新林 307	0234-34-2019	
知的障がい（知的な発達の遅れ） 情緒障がい（情緒が不安定）	山形県立酒田特別支援学校	〒998-0005 酒田市大字宮海字新林 307	0234-34-2026	
	山形県立米沢養護学校	〒992-0035 米沢市太田町 4-1-102	0238-38-6101	
	〃 やまなみ学園分教室	〒992-0033 長井市今泉 1812	0238-88-9118	
	〃 長井校	〒992-0034 長井市歌丸 976	0238-88-5277	
	山形県立新庄養護学校	〒996-0002 新庄市大字金沢字金沢山 1894-4	0233-22-3042	
	山形県立鶴岡養護学校	〒997-0047 鶴岡市大塚町 5-44	0235-24-5995	
	山形県立村山特別支援学校	〒990-2314 山形市大字谷柏元下谷柏 43	023-688-2995	
	〃 山形校	〒990-0034 山形市東原一丁目 1-9	023-625-1006	
	〃 天童校	〒994-0022 天童市大字貫津 591	023-651-1612	
	山形県立楯岡特別支援学校	〒995-0011 村山市楯岡北町 1-8-1	0237-55-2994	
	〃 寒河江校	〒990-0525 寒河江市大字米沢 643-2	0237-83-2955	
	山形県立上山高等養護学校	〒999-3201 上山市宮脇 600	023-672-3936	
	山形県立鶴岡高等養護学校	〒997-0834 鶴岡市稲生 1-28-33	0235-22-0581	
		山形大学附属特別支援学校	〒990-2331 山形市飯田西三丁目 2-55	023-631-0918
	肢体不自由（身体が不自由）	山形県立ゆきわり養護学校	〒999-3145 上山市河崎 3-7-1	023-673-5023
病弱（体が弱い、病気がある）	山形県立山形養護学校	〒990-0876 山形市行才 116	023-684-5722	
情緒障がい（情緒が不安定）	山形県立山形養護学校	〒990-0876 山形市行才 116	023-684-5722	
	小中学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級			
言語障がい（言葉が不自由）	小学校の言語障がい通級指導教室			
全部の障がいについて相談できる機関	山形県教育センター特別支援教育課	〒994-0021 天童市大字山元字犬倉津 2515	023-654-6060	

（2）障がいのある子供の巡回・発達相談事業（にこにこ相談）

障がいのある幼児児童とその保護者のための教育相談会です。県内7会場において、年間4回継続的に教育相談を受け付けます。第2回目は「就学」を中心とした相談会です。

申し込みやお問い合わせなど詳しくは、県教育センターの専用電話をご利用ください。

- ・ 専用電話 023-654-6060

8 特別支援巡回相談事業

特別支援学級担任を対象に、子供理解や授業、教育課程等についての相談や研修について支援します。詳細については、最寄りの特別支援学校にお問い合わせください。なお、小・中学校の通常の学級の児童生徒を対象にした巡回相談については、各教育事務所にお問い合わせください。

9 県教育センターの特別支援学級向けの研修・相談事業

- (1) 研修講座（特別支援学級新担任基礎研修・特別支援学級の授業力アップ講座）
- (2) カリキュラムサポートプラザ（出前サポート・来所サポート・資料提供サポート等 随時）

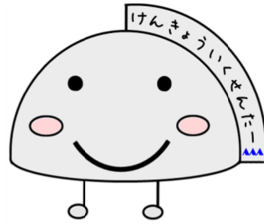
県内全校種の学校を対象に、子供理解や授業、教育課程等についての研修や相談について、センター指導主事が支援します。

詳細については、県教育センター研修講座案内をご覧の上、お問い合わせください。

<参考・引用文献>



- 1) 文部科学省「小学校学習指導要領」（東京書籍）平成20年
- 2) 文部科学省「小学校学習指導要領解説総則編」（東洋館出版社）平成20年
- 3) 文部科学省「中学校学習指導要領」（東山書房）平成20年
- 4) 文部科学省「中学校学習指導要領解説総則編」（ぎょうせい）平成20年
- 5) 文部科学省「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（海文堂出版）平成21年
- 6) 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」（教育出版）平成21年
- 7) 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」（海文堂出版）平成21年
- 8) 文部省「日常生活の指導の手引(改訂版)」（慶応通信）平成6年
- 9) 文部省「遊びの指導の手引」（慶応通信）平成5年
- 10) 文部省「生活単元学習の指導の手引」（慶応通信）昭和60年
- 11) 文部省「作業学習指導の手引(改訂版)」（東洋館出版社）平成7年
- 12) 文部科学省「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」平成16年
- 13) 文部科学省「交流及び共同学習のガイド」平成22年
- 14) 文部科学省「教育支援資料」平成25年
- 15) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育の基礎・基本」（ジアース教育新社）平成21年
- 16) 全日本特別支援教育研究連盟「特別支援教育学級経営12か月（特別支援学級）」（東洋館出版社）平成25年
- 17) 北海道立特別支援教育センター「特別支援学級担任のハンドブック」（改訂版）平成23年
- 18) 秋田県総合教育センター「特別支援学級新担任の手引」平成20年・「同（改訂版）」平成23年
- 19) 茨城県教育研修センター「特別支援学級スタート応援ブック（学級経営編・授業づくり編）」平成25年
- 20) 東京都教育委員会「特別支援学級教育課程編成の手引」平成23年
- 21) 山梨県教育委員会「特別支援学級担任・通級指導教室担当者ハンドブック」平成25年
- 22) 岡山県総合教育センター「特別支援学級担任のためのハンドブック」平成24年
- 23) 鳥取県教育委員会「保存版 特別支援学級担任のための手引き 第2号」平成23年
- 24) 徳島県立総合教育センター「特別支援学級ハンドブック」平成22年
- 25) 長崎県教育委員会「特別支援学級及び通級指導教室教育課程編成の手引」平成20年
- 26) 山形県教育委員会「平成26年度山形県の特別支援教育」平成26年
- 27) 山形県教育センター「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」平成25年



山形県教育センター
イメージキャラクター「せんたん」

管理職と担任のための特別支援学級の手引
—平成27年度版—

平成26年3月 初版発行
平成27年3月 一部改訂

編集 山形県教育センター特別支援教育課

〒994-0021

山形県天童市大字山元字犬倉津2515

TEL 023-654-2155 (代)

FAX 023-654-2159

URL <http://www.yamagata-c.ed.jp>

E-MAIL kyose-kensyu@pref.yamagata.jp